

地域生活支援専門部会（仮称）の設置について

福祉部障害福祉課

1 背景

障害の重度化、障害者・家族の高齢化や親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けるために、平成 31 年度から区内において、様々な社会資源（障害福祉サービス事業所、医療機関、高齢者あんしん相談センター等）と連携を図り、地域生活支援拠点の整備を開始していくこととしている。

また、地域生活支援拠点の整備に当たっては、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日 障障発第 0707 第 1 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない」と規定されていることから、文京区障害者地域自立支援協議会の下に新たな部会として、「地域生活支援専門部会（仮称）」を設置することとする。

2 専門部会の位置づけ

資料第 2-2 号参照

3 部会員（案）

資料第 2-3 号参照

4 設置予定年月日

平成 31 年 4 月 1 日

5 開催頻度

年 4 回程度

6 主な協議事項

- (1) 地域生活支援拠点の各機能の進捗管理
- (2) 地域の社会資源と連携体制の構築
- (3) 地域生活支援拠点の周知・啓発に関すること
- (4) その他必要な事項